

2015年6月17日

SAAJ NEWS RELEASE

「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）は、2015年4月16日に日本公認会計士協会（以下 JICPA）が公表した「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」への回答を作成し、6月17日に JICPA へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 財務諸表の表示・開示を改善するための新たな会計基準の検討に関する議論には、監査人の団体である JICPA と利用者の団体である当協会はもちろん、会計基準の設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)と財務諸表の作成者の参加は不可欠である。さらに、財務諸表の表示・開示に関連する規則やルールに係る金融庁、法務省、取引所なども含めて、表示・開示の改善に向けて有効な議論が活発になる様に、JICPA に協力していきたい。
- ✓ JICPA が例に挙げた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記の開示を、日本基準においても求める提案に賛成する。これらの注記により、財務諸表を理解する上での重要な前提にも拘らず、現在の日本基準には欠けている部分が補完されると考えられるためである。さらに、我が国の基本財務諸表の品質を向上するため、「セグメント情報の充実」と「社債やローンのコベナント情報の開示」についても、早急に議論すべきであろう。
- ✓ 現行の基本財務諸表の表示は、既存の会計基準、財務諸表等規則、会社計算規則等、さらには取引所の開示ルールなどを反映した結果、整合性や統一性に欠ける面があることは否定できないであろう。既存の制度やルールの制約に捉われずに、使い易い「あるべき基本財務諸表の表示」について議論することは、表示・開示に関する一貫した理念の確立に資すると共に、我が国の基本財務諸表の品質向上にも有効と考えている。
- ✓ 少なくとも上場企業における開示の統一に関しては、会社法の開示に何を付け加えるのかではなく、金融商品取引法の開示から省いても支障のない項目は何かという、利用者の視点に立った議論が必要であろう。もっとも、金融商品取引法の開示も十分ではなく、連結財務諸表、単体財務諸表ともに、より一層の充実を検討する必要がある。

【添付資料】「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」への回答

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：理事・教育第一企画部長 かいます 貝増 眞